

# 自己資本の充実の状況等について

当行は、自己資本比率規制（第1の柱）に関する金融庁告示第19号（以下、告示という。）の一部改正にともない、2013年度末より、バーゼルⅢ基準により自己資本比率を算出しております。

以下の記載の開示事項は、金融庁告示第7号に基づく開示事項になります。

## 自己資本の構成に関する開示事項

### ●連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項目	2018年9月期		2019年9月期	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目</b>				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	41,496		43,700	
うち、資本金及び資本剰余金の額	2,001		2,001	
うち、利益剰余金の額	39,555		41,759	
うち、自己株式の額（△）	-		-	
うち、社外流出予定額（△）	60		60	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△ 43		△ 90	
うち、為替換算調整勘定	-		-	
うち、退職給付に係るものの額	△ 43		△ 90	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-		-	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	511		305	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	511		305	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,217		1,014	
非支配株主持分のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	43,181		44,930	
<b>コア資本に係る調整項目</b>				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	472	118	317	
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	472	118	317	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	
適格引当金不足額	-	-	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	
退職給付に係る資産の額	48	12	29	
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-	-	

特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	520		346	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	42,660		44,583	
<b>リスク・アセット等</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	379,789		391,487	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	4,638		4,508	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	118		-	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、退職給付に係る資産	12		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	4,508		4,508	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	17,780		17,859	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額（二）	397,570		409,346	
<b>連結自己資本比率</b>				
連結自己資本比率（（ハ）／（二））	10.73		10.89	

●単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項目	2018年9月期		2019年9月期	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目</b>				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	40,880		42,951	
うち、資本金及び資本剰余金の額	2,001		2,001	
うち、利益剰余金の額	38,938		41,010	
うち、自己株式の額（△）	-		-	
うち、社外流出予定額（△）	60		60	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	465		277	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	465		277	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,217		1,014	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	42,562		44,243	
<b>コア資本に係る調整項目</b>				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	471	117	315	
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	471	117	315	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	
適格引当金不足額	-	-	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	
前払年金費用の額	57	14	73	
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-	-	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	529		389	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額（（イ）-（ロ））（ハ）	42,032		43,853	

リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	380,028		391,239	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	4,640		4,508	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	117		-	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	14		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	4,508		4,508	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	17,270		17,335	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	397,298		408,575	
<b>自己資本比率</b>				
自己資本比率（（ハ） / （ニ））	10.57		10.73	

# 定量的な開示事項

## 1. 第12条第4項第1号

その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する会社はありません。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項（第10条第4項第1号、第12条第4項第2号）

### ●信用リスクに対する所要自己資本の額

（単位：百万円）

	2018年9月期				2019年9月期			
	単体		連結		単体		連結	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク (A) (標準的手法)	380,028	15,201	379,789	15,191	391,239	15,649	391,487	15,659
【資産（オン・バランス）項目】 計	378,107	15,124	377,868	15,114	389,176	15,567	389,424	15,576
現金	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	5	0	5	0	104	4	104	4
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	3,389	135	3,389	135	4,124	164	4,124	164
法人等向け	120,703	4,828	120,703	4,828	120,385	4,815	120,891	4,835
中小企業等向け及び個人向け	56,842	2,273	56,802	2,272	61,317	2,452	61,252	2,450
抵当権付住宅ローン	56,031	2,241	56,022	2,240	58,313	2,332	58,294	2,331
不動産取得等事業向け	83,689	3,347	83,689	3,347	85,297	3,411	85,297	3,411
三月以上延滞等	34	1	340	13	55	2	300	12
取立未決済手形	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	3,549	141	3,549	141	3,938	157	3,938	157
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
出資等	22,390	895	21,554	862	23,301	932	22,465	898
（うち出資等のエクスポージャー）	22,390	895	21,554	862	23,301	932	22,465	898
上記以外	9,750	390	10,090	403	7,824	312	8,237	329
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	2,500	100	2,500	100	2,500	100	2,500	100
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	570	22	803	32	116	4	421	16
（うち上記以外のエクスポージャー）	6,679	267	6,786	271	5,208	208	5,315	212
証券化	-	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-	-
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	17,078	683	17,082	683				
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー					20,005	800	20,009	800
（うちルック・スルー方式）					17,750	710	17,754	710
（うちマンデート方式）					2,255	90	2,255	90
（うち蓋然性方式（250%））					-	-	-	-
（うち蓋然性方式（400%））					-	-	-	-
（うちフォールバック方式（1250%））					-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	4,640	185	4,638	185	4,508	180	4,508	180
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-	-	-	-	-
【オフ・バランス取引等項目】 計	1,921	76	1,921	76	2,062	82	2,062	82
原契約期間が1年以下のコミットメント	34	1	34	1	2	0	2	0
原契約期間が1年超のコミットメント	1,704	68	1,704	68	1,872	74	1,872	74
信用供与に直接的に代替する偶発債務	181	7	181	7	188	7	188	7
（うち借入金の保証）	181	7	181	7	188	7	188	7
オペレーショナル・リスク (B) (基礎的手法)	17,270	690	17,780	711	17,335	693	17,859	714
総所要自己資本額 (A) + (B)		15,891		15,902		16,343		16,373

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%



●業種別の貸出金償却の額

該当事項はありません。

●リスク・ウェイトの区分毎の信用リスク削減手法の効果を実行した後の残高及び資本控除した額

【単体】

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法実行後のエクスポージャーの額			
	2018年9月期		2019年9月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	-	104,517	-	99,973
10%	-	46,724	-	40,559
20%	19,147	-	23,223	-
35%	-	162,093	-	166,626
50%	22,727	523	20,200	38
75%	1,000	78,314	2,000	83,893
100%	14,103	233,157	13,652	219,479
150%	1,900	2,127	2,200	141
250%	1,000	288	1,000	46
1,250%	-	-	-	-
合計	59,878	627,685	62,276	610,759

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定に当たり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限る。  
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれる。

【連結】

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法実行後のエクスポージャーの額			
	2018年9月期		2019年9月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	-	105,320	-	100,775
10%	-	47,124	-	40,559
20%	19,147	-	23,223	-
35%	-	162,065	-	166,563
50%	22,727	523	20,200	38
75%	1,000	78,259	2,000	83,810
100%	14,103	232,426	13,652	219,257
150%	1,900	2,330	2,200	308
250%	1,000	321	1,000	168
1,250%	-	-	-	-
合計	59,878	628,371	62,276	611,481

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定に当たり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限る。  
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれる。

4.信用リスク削減手法に関する事項（第10条第4項第3号、第12条第4項第4号）

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	2018年9月期		2019年9月期	
	単体	連結	単体	連結
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	1,174	1,174	1,019	1,019
保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	282	282	1,348	1,348

5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（第10条第4項第4号、第12条第4項第5号）

派生商品取引及び長期決済期間取引はありません。

6.証券化エクスポージャーに関する事項（第10条第4項第5号、第12条第4項第6号）

当行では、証券化取引へのオリジネーターとしての関与はありません。また、投資家として当行以外のオリジネーターによる証券化商品の購入はありません。

7.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項（第10条第4項第7号、第12条第4項第8号）

●銀行勘定における出資等の貸借対照表計上額及び時価

【単体】

(単位：百万円)

	2018年9月期		2019年9月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	25,298	/	22,643	/
上記に該当しない出資等	2,152	/	2,325	/
合計	27,451	27,451	24,969	24,969

【連結】

(単位：百万円)

	2018年9月期		2019年9月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	25,653	/	23,004	/
上記に該当しない出資等	1,012	/	1,185	/
合計	26,666	26,666	24,190	24,190

●銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2018年9月期		2019年9月期	
	単体	連結	単体	連結
売却損益額	1,362	1,362	623	623
償却額	-	-	△75	△75

●貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年9月期		2019年9月期	
	単体	連結	単体	連結
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	5,248	5,297	3,516	3,606
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	-	-	-	-



## 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項（第10条第4項第8号、第12条第4項第9号）

### ●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	2019年9月期	
	単体	連結
ルック・スルー方式	28,427	28,827
マンドレート方式	2,255	2,255
蓋然性方式（250%）	-	-
蓋然性方式（400%）	-	-
フォールバック方式（1250%）	-	-

- (注) 1. ルック・スルー方式とは、ファンド内の個々の資産の信用リスク・アセットを算出し、足し上げたものを当該ファンドの総資産額で除することで、リスク・ウェイトを計算する方式です。
2. マンドレート方式とは、ファンドの運用基準に基づき、ファンド内の構成資産を保守的に仮定して個々の資産の信用リスク・アセットの額を算出し、足し上げたものを当該ファンドの総資産額で除することで、リスク・ウェイトを計算する方式です。
3. 蓋然性方式（250%・400%）とは、ファンドのリスク・ウェイトが250%又は400%を下回る蓋然性が高いことを疎明できる場合、250%又は400%のリスク・ウェイトを適用する方式です。
4. フォールバック方式（1250%）とは、ルック・スルー方式、マンドレート方式、蓋然性方式が適用できない場合、1250%のリスク・ウェイトを適用する方式です。
5. 開示初年度であるため、前中間期末（2018年9月期）の計数は記載しておりません。

## 9. 金利リスクに関する事項（第10条第4項第9号、第12条第4項第10号）

### ●銀行勘定における金利リスクに関する事項

【IRRBB 1:金利リスク】

(単位：百万円)

	2019年9月期	
	ΔEVE	
	単体	連結
上方パラレルシフト	5,118	5,118
下方パラレルシフト	0	0
スティープ化	5,390	5,390
フラット化		
短期金利上昇		
短期金利低下		
最大値	5,390	5,390
自己資本の額	43,853	44,583

(注) 開示初年度であるため、前中間期末（2018年9月期）の計数は記載しておりません。

### 《参考：2018年9月期 開示事項》

### ●金利ショックに対する経済的価値の変動額と経済的価値低下率（アウトライヤー比率）

【単体】

(単位：百万円)

	2017年9月期	2018年9月期
金利ショックに対する経済的価値の変動額	3,046	2,069
経済的価値低下率（アウトライヤー比率）	7.69%	4.92%

【連結】

連結子会社の資産及び負債を加えた金利リスクは、銀行本体の金利リスクと比較して影響が軽微であると判断しており、そのため連結ベースでの計測は行っておりません。

- (注) 1. 金利ショックは、保有期間1年、計測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値を採用しております。
2. コア預金を反映した上で、金利ショックに対する経済的価値の変動額を算出しております。
3. コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく、長期間銀行に滞留する預金で「①過去5年の最低残高」、「②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高」、「③現在残高の50%相当額」の3項目のうち、最小の額を平均満期2.5年として算出しております。
4. 経済的価値低下率（アウトライヤー比率）  
バーゼルⅡ第2の柱のアウトライヤー規制における比率。  
算出方法…金利リスク量 ÷（自己資本の額）